

大栄小学校いじめ防止基本方針

はじめに

青森市立大栄小学校では、「いじめ防止対策推進法」第13条に基づき、「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作ることを中心に「大栄小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

1 いじめの定義と基本認識

(1) 定義

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものをいう（いじめ防止対策推進法第2条）。本校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確認し、対応にあたる。

(2) 基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に取り組むことが必要である。本校におけるいじめ防止のための基本認識は次のとおりである。

- ①いじめはどの学校にも、どの児童にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人間として絶対に許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は、間違っている。
- ⑤いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧いじめは学校、家庭、地域社会など、全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

これらの点を十分に認識し、いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努め、早期発見、早期解決のために、適切で毅然とした指導を行うことが必要である。また、保護者・地域そして関係諸機関との連携を深め関係者が一丸となって取り組むことが必要である。

(3) いじめの態様

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

2 いじめの未然防止について

いじめを未然に防止するためには、教育活動全体を通して、児童一人一人が認められ、お互いに思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人がわかりやすい授業を心がけ、児童に確かな学力の定着を図っていく中で、学習に対する達成感・成就感を味わわせ、自己有用感を高め、自尊感情を育むことができるように努める。

(1) コミュニケーション

- ・児童と一緒に過ごす時間を確保する。
- ・学級の中で存在感を味わわせる。
- ・相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。

(2) 望ましい雰囲気づくり

- ・全教育活動を通して、いじめは絶対に許さない、見逃さないという土壌をつくる。
- ・見て見ぬふりをすることがないような雰囲気づくりをする。
- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・児童会やリトルJUMPチームを中心に、いじめのない学校づくりを推進する。

(3) 意欲をもたせる

- ・「授業改善」を念頭に置いた楽しい授業、わかる授業を推進し、確かな学力の定着を図るとともに、学習活動での達成感・成就感を味わわせる。
- ・見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。
- ・学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動を推進する。
- ・校内研修における検証授業の際に、自己有用感を味わわせているかという視点を追加し協議する。

(4) 社会性を育てる

- ・思いやりの心や命の大切さを道徳の時間や学級指導の充実を図る。
- ・学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・道徳や特別活動の時間に、ソーシャルスキルを取り入れた指導を工夫する。

(5) 共同指導体制づくり

- ・会話のある温かい職員室であるよう、職員間の心の交流を大切にする。
- ・日常的な情報交換を積極的に行い、情報を共有する。
- ・月1回の生徒指導全体会議の開催により、全職員で情報を共有する。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」についての理解を深めるとともに、人権感覚を磨き自己の指導等の検証を行うようにする。
- ・問題を抱え込むことなく、管理職への報告や同僚への協力を求め、組織的な対応を心がける。
- ・組織的に中休みや昼休みの校内巡回を行い、児童の様子を観察する。

(6) 保護者との信頼関係

- ・日常的な情報交換を積極的に行い、安心して相談できる信頼関係を築くよう努める。
- ・児童が発する変化のサインに気づいたら、早急に学校に相談することの大切を伝える。
- ・いじめ問題に関する情報を発信する。(学校だより、保健だより、学年・学級だより等)

3 いじめの早期発見について

いじめは早期に発見することが早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と児童との信頼関係の構築に努めることが大切である。また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

(1) 日々の観察

- ・休み時間や放課後等の機会に児童の雑談に耳を傾け、児童の様子に目を配る。
- ・児童とともに過ごす機会を積極的に設けるようにする。
- ・国及び県のチェックリストを活用し、該当児童がいないか、定期的に複数の目でチェックする。
- ・必要に応じて日記指導をし、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密にとるようにする。

(2) 教育相談

- ・児童が日頃から気軽に相談できる環境を作るようにする。
- ・困っていることや悩んでいることは、だれにでも相談できるということや相談することの大切さを児童に伝えるとともに、相談は親身になって聞き、受け止め、支え守っていくという教職員の姿勢を示す。
- ・学期に1回教育相談週間を設定し、全児童を対象とした教育相談を実施して、児童理解に努めるとともに、いじめの早期発見に役立てる。

(3) アンケート調査（各種アンケートの保管期間は中学校卒業までとする）

- ・連休明けや長期休業明けに無記名のアンケートを実施し、休業中の児童の様々な変化等の把握に努める。
- ・教育相談週間にあわせてアンケートを実施し、教育相談に活用しながら児童の人間関係や学校生活での悩み等の把握に努める。そして、ともに解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。
- ・アンケート調査で把握した気になるものについては、学級担任だけで抱え込まず、生徒指導担当、管理職等に報告し、全職員で情報を共有する。

4 解決に向けた対応について

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に対応することが大切である。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な対応をし、学級担任だけで抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応することが重要である。また、学校内だけでなく、保護者との連携を密にし、必要に応じて、関係機関・専門機関との連携の下で取り組むようにする。

(1) 正確な事実把握

- ・当事者双方、周りの児童から個々に聴き取りを行い、記録する。
- ・関係職員と情報を共有し、正確に事実を把握する。
- ・一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

(2) 指導体制・方針の決定

- ・指導のねらいを明確にする。
- ・全ての教職員の共通理解を図る。
- ・対応する教職員の役割分担を明確にする。
- ・教育委員会、関係機関との連携を図る。

(3) 児童への指導・支援

- ・いじめられた児童を保護し、心配や不安を取り除く。
- ・いじめた児童に、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う中で、「いじめは絶対に許されない行為である。」という人権意識をもたせる。

(4) 保護者との連絡

- ・事実関係を迅速に、そして正確に当該保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。
- ・一方的、一面的な解決で対処しない。
- ・プライバシーには十分配慮する。

(5) 事後の対応

- ・継続的に指導や支援を行う。
- ・カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
- ・心の教育の充実を図り、だれもが大切にされる学級経営に努める。

5 重大事態への対応について

いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた時、いじめにより児童が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があった時は、重大事態として対処する。

【例】・児童が自殺を企画した場合

- ・身体に重大な被害を被った時
- ・金品等に重大な被害を被った時
- ・精神性の疾患を発症した時
- ・一定期間（年間30日を目安）欠席している場合

(1) 重大事態の報告

- ・重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会及び教育委員会を經由して市長に報告するとともに関係機関に連絡する。
- ・教育委員会の指導の下、調査、対応について検討する。

(2) 重大事態への対応

- ・重大事態が発生した場合は、専門的知識を有するもの（弁護士、精神科医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）のほか、第三者からなる組織を設立し調査する。
- ・重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校児童及び保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を把握し、教育委員会に提出する。その際、被害児童の学校復帰が阻害されないよう配慮する。
- ・いじめを受けた児童及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報保護に関する法律等を踏まえる。

6 校内体制について

(1) いじめ防止推進教師の配置

- ・校長の命により「いじめ防止推進教師」を配置し、教職員の気付いた児童の些細に変化に関する情報の集約・分析を行う。

- ・青森市教育委員会に「いじめの状況報告書（月例）」及び「いじめの対応シート」によりいじめの状況を報告する。
- (2) いじめ防止委員会
- ・いじめ防止推進教師を中心に、全職員及びP T A会長、カウンセリングアドバイザーを構成メンバーとする「いじめ防止委員会」を設置する。
 - ・「いじめ防止委員会」は、原則として週1回開催し、いじめ防止に係る調査や研修、要配慮児童への支援方針等について協議する。
- (3) いじめ対策委員会
- ・いじめの相談があった場合は、いじめ防止推進教師を中心に、全職員及びP T A会長、カウンセリングアドバイザーをメンバーとする「いじめ対策委員会」を設置しその対策にあたる。
 - ・必要に応じて、民生委員や教育相談員等に参加の依頼をする。
- (4) 生徒指導情報交換会
- ・いじめ未然防止のために、全職員の共通理解や情報交換の場とする。
 - ・原則として月1回開催し、生徒指導主任を中心に協議にあたる。

7 評価

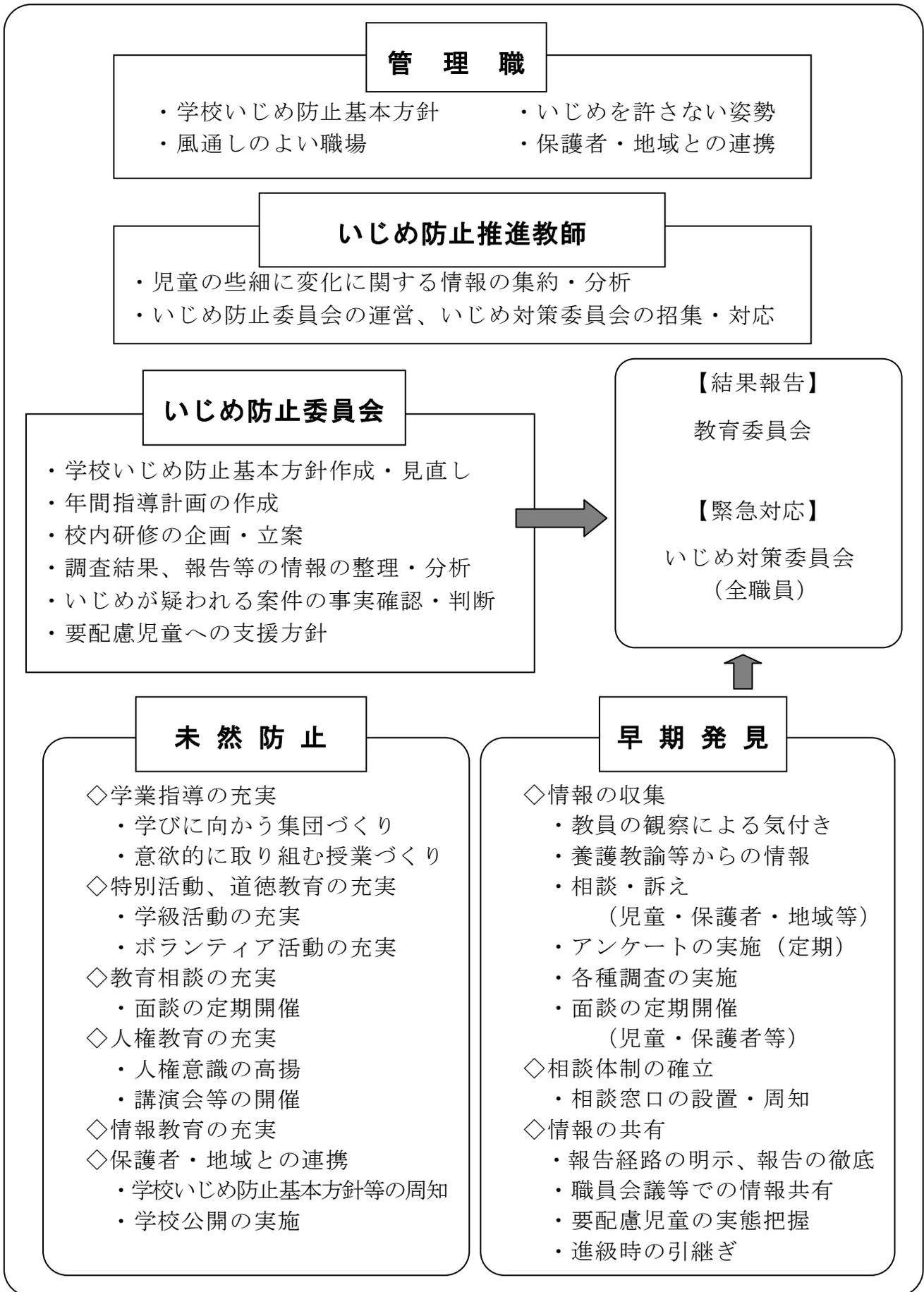
- ・より実効性の高い取組を実施するために、学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即してきちんと機能しているかを、いじめ防止委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す。
- ・学校評価において、年度毎の取組について、児童、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、次年度の取組に生かす。

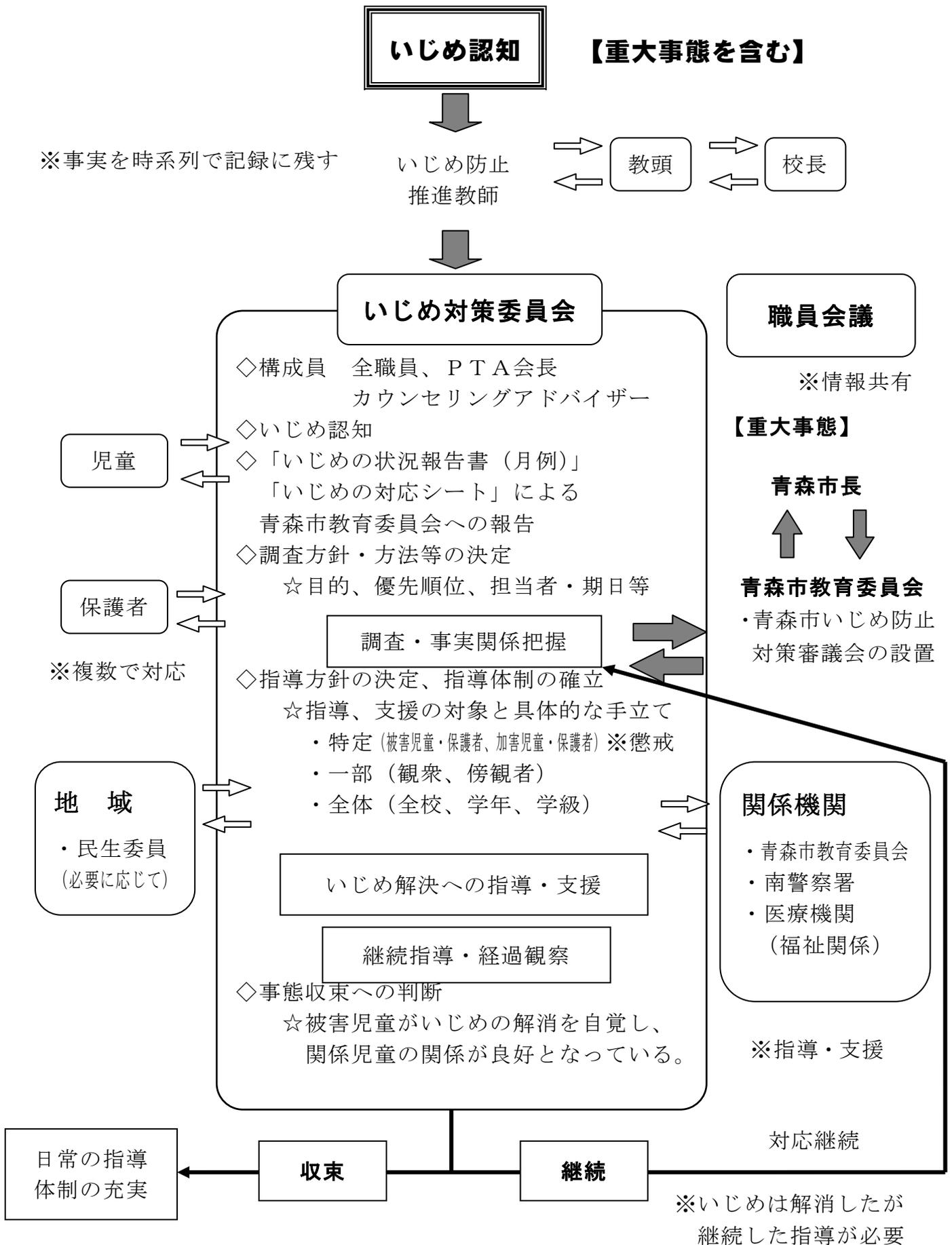
8 その他

- (1) 教職員研修
- ・大栄小学校いじめ防止基本方針等を活用した校内研修を実施し、いじめ問題についてすべての教職員の共通理解を図る。
 - ・教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身に付けるなどの指導力やいじめ認知能力を高めるための研修、カウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を計画的に実施する。
- (2) P T Aや地域・関係機関等との連携
- ・地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、P T Aや地域、関係機関との連携を強化する。

附則 平成26年 2月21日 策定
 平成28年 4月 5日 一部改訂
 平成28年12月 5日 一部改訂

日常の指導体制（未然防止・早期発見）





別紙 3

1 いじめられている児童のサイン

いじめられている児童は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多く場面で児童を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場 面	サ イ ン
登校時 朝の会	遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 教員と視線が合わず、うつむいている。 体調不良を訴える。 提出物を忘れてたり、期限に遅れたりする。 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	保健室・トイレに行くようになる。 教材等の忘れ物が目立つ。 机周りが散乱している。 決められた座席と異なる席に着いている。 教科書・ノートに汚れがある。 突然個人名が出される。
休み時間等	持ち物にいたずらをされる。 用のない場所にいることが多い。 ふざけ合っているが表情がさえない。 衣服が汚れていたりしている。
放課後等	慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。

2 いじめている児童のサイン

いじめている児童がいることに気が付いたら、積極的に児童の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サ イ ン
教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ある児童にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 教員が近づくと、不自然に分散する。 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の児童がいる。

別紙 4

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

サイン
嫌なあだ名が聞こえる。 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 何か起こると特定の児童の名前が出る。 筆記用具等の貸し借りが多い。
壁等にいたずら、落書きがある。 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。児童の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サイン
学校や友だちのことを話さなくなる。 友だちやクラスの不平・不満を口にするが多くなる。 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 電話に出たがらなかったり、友だちからの誘いを断ったりする。 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 不審な電話やメールがある。 遊ぶ友だちが急に変わる。 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 登校時刻になると体調不良を訴える。 食欲不振・不眠を訴える。
学習時間が減る。 成績が下がる。
持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 自転車がよくパンクする。 家庭の品物、金銭がなくなる。 大きな額の金銭を欲しがる。